

令和8年度(2026年度)

宝塚市防犯カメラ設置補助事業 募集要項

【募集期間】

6月1日(月)から8月31日(月)まで(最終日16時必着)



お問合せ先：宝塚市役所 都市安全部 防犯交通安全課

月曜日～金曜日(祝祭日除く)9:00～12:00/12:45～17:00

〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号(市役所本庁舎3階303)

TEL 0797-77-2020(直通)

FAX 0797-71-3336

ホームページはこちら →



1 事業趣旨

宝塚市における安全・安心のまちづくりを推進し、地域の防犯活動の一環として行う防犯カメラの設置(新規に設置する1箇所に限る。更新は対象外。)に係る費用に対して、防犯カメラ設置補助金を交付し、地域の見守り力の向上を図るものです。



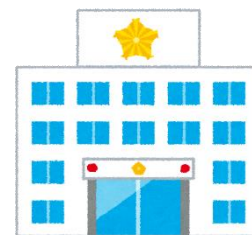
2 事業の内容について

補助対象団体	自治会などの 地域団体 で、以下に掲げるすべての要件を満たす団体。 (1) 一定の地域を基盤とし、地域に根ざした活動をしていること。 (2) 活動を行う地域の多数の世帯・住民で構成されていること。 (3) 活動を行う地域の世帯・住民が自由に加入できること。 (4) 規約及び代表者を決めていること。 (注) 個人、企業、商店(街)組合、農会等は対象外です。	
補助額	補助率	限度額
	補助対象経費(下記参照)の 3分の2 ※1団体につき 新規 に設置する1箇所限り (注・更新は対象外となりました)	8万円 (千円未満切捨て)
	(注)ただし 補助金の額が5万円以下 となる場合は 対象外 となります。 ※ 同一場所で、撮影方向の異なる2台の防犯カメラを設置して、レコーダー1台に接続する場合は、1箇所(単一システム)として計上します。	
補助箇所数	1団体 新規設置(更新は含まない) 1箇所限りで市内全域で合計 5箇所	
補助対象経費	犯罪の予防を目的に、公道等に常設する防犯カメラ(設置用のポールを含む。)及び表示板の購入並びに取付工事に要する経費。	
補助対象外経費	次に掲げる経費は補助対象外とします。 (1) 防犯カメラの更新に要する経費。 (2) 既存設備の撤去に要する経費。 (3) 土地の造成、土地又は建物の使用若しくは取得又は補償に要する経費。 (4) 防犯カメラの維持管理(賃貸借を含む。)に要する経費。	
補助対象期間	交付決定された日から 令和9年(2027年)1月29日(金) までの間に設置・完了する事業。	
補助要件	機器	(1) カメラ ア 有効画素数が38万画素以上であること。 イ カラー画像であること。 ウ 作動時間が1日24時間であること。 エ 夜間でも人物等が識別できる撮影機能があること。 オ 屋外用として使用できる防雨機能があること。 ※ レコーダー内蔵型は、(2)のレコーダーの機能要件も満たすこと。 (2) レコーダー ア 記録時間が1日24時間及び7日間以上であること。 イ 記録間隔が1秒間に4コマ以上であること。 ウ 有効画素数が38万画素以上での記録ができること。 エ 外部記録媒体に画像が記録できる機能を有すること (3) モニター 特に指定しない

撮影場所	<p>以下に掲げるすべての要件を満たす撮影場所であること。</p> <p>(1) 公道等(※)を撮影するものであること。</p> <p>※ 撮影された画像のうち道路、公園、その他不特定多数の者が利用する公共の場所の画像の面積がおおむね2分の1以上であること。</p> <p>(2) マンション等の住宅、駐車場、事業所、神社、仏閣等の私有財産の管理に供せられる目的で撮影するものでないこと。</p> <p>(3) 会館等の公有財産の管理に供せられる目的で撮影するものでないこと。</p>
管理運用基準	<p>宝塚市防犯交通安全課が定める「宝塚市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に適合し、以下の項目を含む防犯カメラ等運用基準を定めていること。</p> <p>(1) 管理責任者の設置及び管理責任者等の守秘義務。</p> <p>(2) 撮影していること及び設置者の名称の明示。</p> <p>(3) 記録した映像の保管方法及び保管期間並びに保管期間終了後の消去方法。</p> <p>(4) 記録した映像の利用及び提供の制限。</p> <p>(5) 苦情処理対応。</p> <p>(6) その他防犯カメラの運用に関すること。</p>
地域の合意	<p>防犯カメラの設置及び維持管理等について、応募時までに必ず地域の合意が形成されていること。</p> <p>※ 防犯カメラの撮影画像に映り込む住宅等がある場合は、当該住民等の同意も得るようにしてください。</p> <p>※ また、隣接の地域が映り込む場合も、合意を得ておくことが望ましいです。</p>
設置許可	<p>(1) 防犯カメラ設置場所の所有者の同意、許可等を得ていること。</p> <p>(2) 防犯カメラの設置につき、道路交通法その他の法令に基づく許可等が必要な場合は、当該許可を得ていること。</p> <p>※ 電柱等に設置される場合、電力会社等との契約の締結が必要となりますが、契約締結までに数箇月かかることが多いため、おすすめできません。できるだけ電柱以外の場所へ設置するようにしていただき、やむを得ず電柱に設置される場合は、スケジュールを十分に精査の上、補助事業を進めてください。</p> <p>※ 道路にポール・建柱、電柱へ共架・添架する場合や、街路灯、公園灯に設置する場合は法令上の許可が必要となります。必ず事前に施設を所管する部署と打ち合わせていただくとともに、手続上ご不明な点はお問い合わせください。</p>
その他	<p>(1) 防犯カメラの設置場所に、防犯カメラが設置されている旨及び設置者の名称等を記載した標識を明確かつ適切な方法で掲示すること。</p> <p>(2) レコーダー、外部記憶媒体等の盗難防止措置をとること。</p> <p>(3) ネットワークシステム及び記憶媒体パスワードの適切な管理と定期的な変更等の情報流出防止措置をとること。</p>

4 宝塚警察署への相談について

本事業で設置する防犯カメラは、地域防犯を目的としていることから、犯罪の発生状況などの情報を参考に、効果的な設置場所を検討する必要があります。よって、できる限り設置者が管轄警察への相談等による犯罪発生情報等の収集、設置場所の検討をしてください。また、設置後についても警察との連携が必要になる場合がありますので、設置団体の名称、代表者連絡先、カメラの設置場所等について本市から警察へ情報の提供を行いますので、その旨ご了承ください。






【問合せ先】


兵庫県宝塚警察署 生活安全課
 〒665-0835 宝塚市旭町1丁目2番30号
 TEL0797-85-0110(代)



←地図はこちら

5 補助金交付申請について

募集期間	6月1日(月)から8月31日(月)まで(最終日 16 時必着)
提出方法	<p>以下の必要書類を全て作成、入手の上、郵送、電子メール又は持参により提出してください。なお、★印の様式は宝塚市ホームページ(ページ ID : 1011767)からもダウンロードできます。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) ★宝塚市防犯カメラ設置補助金交付申請書(様式第1号) ※ 申請は必ず地域団体の代表者名で行ってください。 (2) 地域団体の概要資料(規約、役員名簿の写し等) (3) ★防犯カメラ設置計画書(別紙1) (4) 地域安全マップ(危険箇所について検討がなされた結果を示す図面) (5) 防犯カメラの設置場所が分かる位置図 ※ (4)と(5)は1つの図面で可。また、地域安全マップの作成に当たっては、別紙「地域安全マップの作成について」をよくご覧になってください。 (6) 防犯カメラ設置箇所の全景写真及び撮影箇所の写真 (7) 防犯カメラの仕様書等及び購入等に係る見積書の写し (8) ★調査票(別紙2) (9) ★収支予算書(別紙3) (10) 防犯カメラ等運用基準 ※ 防犯カメラ等運用基準は、別紙「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」をよくご覧になり、それぞれの地域団体において策定してください。 (11) 防犯カメラ設置につき地域の合意が形成されていることを示す書類(申請時までに開催された総会議事録の写し等) (12) 防犯カメラ設置に必要なとなる許可書等の写し (13) 防犯カメラの適正な設置・運用に係る誓約書 (14) ★情報提供同意書兼誓約書(別紙4) ※ 右の二次元バーコードを読み取ると宝塚市ホームページに接続しますので、必要に応じて書類をダウンロードしてください。 <p style="text-align: right;">↓市HP</p> 
提出先	<ol style="list-style-type: none"> (1)持参(最終日 16 時必着) 宝塚市東洋町1番1号 宝塚市役所本庁舎3階 303窓口 防犯交通安全課まで 受付：月～金曜日(祝祭日除く) 9:00～12:00 12:45～17:00 ※お願い 持参しようとする日の2日前の17時までに必ず防犯交通安全課(0797-77-2020)に電話の上、日程調整をしてください。なお、担当者の業務の都合上、希望日時に受付できない場合もありますのでご了承ください。 できるだけ、郵送や電子メールでのご提出をご検討ください。 (2)郵送(最終日 16 時必着)(注)料金不足の場合は受け取りません 〒665-8665(住所不要) 宝塚市役所 防犯交通安全課 あて ※お願い 封筒に「宝塚市防犯カメラ設置補助事業応募書類」と朱書きしてください。  

<p>電子メールで提出する場合</p>	<p>メールアドレス m-takarazuka0034@city.takarazuka.lg.jp (最終日 16 時必着)</p> <p>※ 件名を「宝塚市防犯カメラ設置補助事業応募の件」としてください。</p> <p>※ メール送信直前又は直後に、防犯交通安全課(0797-77-2020)まで電話でご一報をお願いします。</p> <p>※ 紙書類は PDF 形式にスキャンしてください。また、インターネットサーバーを用いたファイル交換システムでも提出できます(電子メールよりおすすめです)ので、お問合せください。</p> <p>※ 右の二次元バーコードで宝塚市役所防犯交通安全課のメールアドレスが読み取れますので、メールソフトを起動してください。</p> 
<p>補助の決定</p>	<p>募集期間終了後、書類の審査、選定の上、補助の可否を決定し、文書(郵送又は電子メール)で通知します。</p> <p>(注) 応募団体数が補助予定箇所数を上回った場合は、過去の補助金交付状況(兵庫県・宝塚市)、補助申請金額、設置の場所その他の事情を考慮し、補助の可否を決定します。</p> <p>【補助決定のおおむねの目安】</p> <p>(1)過去に補助を受けて防犯カメラを設置したことがある地域団体よりも、初めて補助を受ける地域団体が優先されます。</p> <p>(2)補助金額が大きい防犯カメラよりも小さい防犯カメラに係る申請の地域団体が優先されます。</p> <p>(3)地域団体の区域内に市設置の安全・安心カメラがある場合とない場合は、ない地域団体が優先され、ある地域団体の申請が競合した場合は台数の少ない地域団体が優先されます。</p> <p>(4)以上の基準を持って補助対象団体を決定できない場合は、抽選により決定します。</p>

6 兵庫県防犯カメラ設置補助事業について

令和5年度以降、兵庫県から地域団体に対する直接補助は行われなくなり、県から市への間接補助のみとなったため、各地域団体へは市からのみ補助金が交付されます。

7 その他手続きに関する留意事項について

(1)地域の合意形成

防犯カメラの設置に当たり、**補助金交付申請書提出時まで**に必ず地域の合意を形成してください。申請後に合意形成の見込みがあるというのでは受付できません。また、撮影画像に入る住宅等がある場合は、書面で当該住民等の同意を得てください。

(2)土地所有者の同意等

防犯カメラの設置に当たっては、設置箇所の土地所有者から書面で同意を得てください。この場合、補助金交付申請に当たり当該書面を添付いただきます。

なお、電柱等に防犯カメラを設置する場合は、電力会社等と共架、添架等の契約を締結する必要がありますが、契約を締結するまでに数箇月を要するため、おすすめはできません。**できるだけ電柱以外の場所に設置**することをご検討いただき、やむを得ず電柱に設置される場合は必ず**令和9年(2027年)1月29日(金)まで**に補助事業の全部を完了(下記(3)参照)できるよう、事業スケジュールを精査の上で、補助金交付申請をしてください。この日までに事業が完了しない場合、補助金を交付することができません。

また、道路上にポールを建柱の上防犯カメラを設置する場合や、街路灯、公園灯等に防

犯カメラを設置する場合などには、法令上の許可を得る必要があります。補助金交付申請に先立ち、市の担当部署とあらかじめ十分に協議してください。

※ 市道上にポールを建柱する場合や、電柱への共架、添架に伴い市長宛での道路占用許可申請書をご提出される場合は、防犯交通安全課までご相談ください。なお、道路占用許可に関するお問合せは市役所道路管理課(0797-62-8090)まで。

※ 関電・NTT 柱設置に関する質疑等がある場合は、下記へお問い合わせください。

・関電サービス株式会社共架センター：06-6672-6786

・株式会社 NTT フィールドテクノ設備貸借管理センター：NTT 西日本ホームページ(添架申請サポート参照)

(3)事業の着手と完了

補助金の交付を決定された団体は、**必ず補助金交付決定の通知を受けてから事業に着手**してください。

また、事業は**令和9年1月29日(金)までに完了**してください。事業の完了が期限を過ぎますと、補助金を交付できなくなりますので、ご注意ください。

(注) **「事業の完了」**とは、①設置工事を終了した後、②設置業者に工事費用を支払い、③設置業者からの領収書を受領することをいいます。
単に工事が終了したというだけではありませんので、事業スケジュールは十二分に精査してください。
上記の日付までに領収書を受領できるよう、設置業者と綿密に打ち合わせてください。

(4)事業完了報告書の提出

事業完了後30日以内又は令和9年1月29日(金)のいずれか早い日までに、必要書類を添付の上、事業完了報告書等の書類を提出してください。

事業完了報告書の書類は、補助金交付決定時に送付します。

事業完了報告書の提出が期限を過ぎますと、補助金を交付できないこととなりますので、十分にご注意ください。

(5)補助金の支払い

提出された事業完了報告書等を審査の上、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認められるときは、補助金額を確定し、地域団体からの請求書に基づき指定口座への振り込みにより補助金をお支払いします。

請求書は事業完了報告書を提出されてから送付します。

請求書は必ず令和9年1月29日(金)までに提出してください。

※ 補助金の支払いは、事業完了報告後の精算払いとなります。

(6)交付決定の取消し

宝塚市防犯カメラ設置補助金交付要綱に違反した場合などには、交付決定を取り消すとともに、既に交付された補助金の返還を命じることがあります。

補助金の返還を命じられた場合は、納期限までに返還金を納付してください。

(7)補助対象団体及びカメラの設置場所の他機関への情報提供等

宝塚市は、兵庫県の補助を受けて防犯カメラ設置補助事業を実施しています。そのため、兵庫県が補助金の効果測定等のために各地域団体へアンケート調査などを行う場合がありますので、市から県に対し、補助金を交付した地域団体名、申請者連絡先等の情報を提供します。

また、カメラ設置後は、犯罪捜査等のため警察との連携が必要になる場合がありますので、地域団体名、代表者連絡先、カメラの設置場所等について県警察へも情報の提供を行います。

補助金交付申請に際しては、県及び県警察への情報提供同意書兼誓約書をご提出いただきます。

8 防犯カメラの管理について

補助を受けて設置した防犯カメラは、各地域団体に策定した防犯カメラ等運用基準に則り、適切な管理に努めてください。詳しくは、別紙「**防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン**」をよくご覧になってください。

また、以下の点につきましても併せてご留意ください。

(1) 防犯カメラの運用責任者等の指定

各地域団体におかれましては、運用責任者及び取扱者を指定してください。個人の画像データが盗まれたり、本人の知らない間に社会に出回ったりするようなことがないように、厳重に注意願います。また、運用責任者等は、防犯カメラの映像(画像データなど)はもちろんのこと、撮影された映像から知り得た情報も絶対に他人に漏らさないでください。

(2) 盗難防止措置及び情報流出防止措置

適切な管理を行うために、鍵付きの保管庫に保管するなどしてレコーダー、外部記憶媒体等の盗難防止措置をとるとともに、ネットワークシステム及び記憶媒体パスワードの適切な管理、定期的な変更等の情報流出防止措置をとるようにしてください。

(3) 警察からの画像提供要請への対応、宝塚市による照会への回答協力等

上記のとおり、市は、防犯カメラの設置場所について警察へも情報提供します。

各地域団体におかれましては、警察等捜査機関から、①犯罪捜査、②交通事故の原因究明、③行方不明事案の捜索のために画像の提供を求められた場合の対応等につき、あらかじめ各団体内部で手順等を定めておくようにするとともに、カメラの画像を提供した実績を記録しておくようにしてください。

また、市では、地域安全の推進の観点から、各年度(4月1日から翌年3月31日までの期間)において、地域団体が警察等捜査機関に対してカメラの画像を提供した実績等を照会することがありますので、回答へのご協力をお願いいたします。

(4) 撤去、移設の制限

補助金の交付を受け設置した防犯カメラは、設置後**5年間**は撤去又は移設しないでください。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合はこの限りではありません。この場合は、必ず市防犯交通安全課に申し出た上で、市長の承認を受けてください。

9 宝塚市防犯カメラ設置補助事業の流れ

